

令和4年

2月号

February

広報 まつの



新庁舎及び防災拠点施設 完成

庁舎移転・業務開始日：令和4年2月14日(月)～



詳しくは、P2・3をご覧ください。

ご成人、おめでとうございます。
広報まつの2月号の表紙は、令和3年成人式と令和4年成人式に出席された皆さんに協力していただきました。ご協力ありがとうございました。
成人式の様子はP10.11に掲載しております。

新庁舎建設だより

新庁舎及び防災拠点施設 完成

新庁舎移転・業務開始：令和4年2月14日(月)～

令和2年10月に着工した「松野町役場新庁舎及び防災拠点施設」が、このほど完成しました。

については、旧庁舎での業務を令和4年2月10日(木)をもって終了し、2月14日(月)より新庁舎での業務を開始します。

新庁舎及び防災拠点施設は、バリアフリーへの対応や災害対策機能の集約・充実はもとより、太陽光発電などの自然エネルギーや高効率省エネ機器の導入により、庁舎トップクラスの環境性能を有しています。また、松野町産の杉材を活用した木構造やヒノキ材を活用した内装の木質化を図り、「森の国まつの」を象徴する施設づくりを行うなど、地球温暖化対策をはじめ、災害時に行政機能の継続が図れる「災害対策機能を兼ね備えた環境配慮型庁舎」を実現しました。

今後は、この施設が町のシンボルとなり、交流拠点・防災拠点として、多くの皆さんに利用され、町の発展に寄与することを願っています。



新庁舎・防災拠点施設外観(令和3年12月完成)



旧庁舎外観(昭和36年建築・60年経過)

新しい建物の概要

所在地：松野町大字松丸343番地
施設用途：庁舎・防災拠点施設
階数：地上2階
構造：1階 鉄筋コンクリート造
2階 木造〔一部(外壁)CLT使用〕
延床面積：2,556㎡
(新庁舎2,066㎡・防災拠点施設490㎡)

新庁舎建設の経過

平成25年度：新庁舎建設等検討委員会設置
平成29年度：新庁舎建設基本構想策定
平成30年度：新庁舎建設基本計画策定
令和元年度：基本・実施設計完了
令和2年10月：建設工事着工
令和3年12月：建物完成
令和4年2月：建物供用開始(新庁舎業務開始)
令和4年2月～7月：旧庁舎解体・外構工事

庁舎移転日時(新庁舎業務開始日)

令和4年2月14日(月) 午前8時30分～
※旧庁舎での業務は、2月10日(木)をもって終了します。

役場の業務内容・住所・電話番号

新庁舎移転後も変更ありません
〔住所：松野町大字松丸343番地〕
〔電話番号：0895-42-1111(代表)〕

新庁舎・駐車場のご案内

役場へお越しの際は、コミュニティセンター前の臨時駐車場をご利用ください。

※新庁舎の駐車場は、旧庁舎解体後の跡地に整備予定で、完成は令和4年7月下旬の予定です。

ご不便をお掛けいたしますが、ご協力をお願いします。



新庁舎外観写真(南側町道より)



新庁舎玄関 階段 スロープ入口

新庁舎・防災拠点施設のフロア案内

1階フロア案内

1階に配置する窓口（課）

入口から見える位置に総合案内窓口を設置し、できるだけワンフロアで行政手続きができるように、町民の皆さまの利用頻度の高い窓口（課）を1階に配置しています。

- ①町民課、②ふるさと創生課、③建設環境課、④農林振興課・農業委員会、⑤出納室

交流スペース、図書・学習コーナー

庁舎の吹き抜け部分に「交流スペース」、「キッズコーナー」、「授乳室」、「自販機コーナー」、防災拠点施設には「図書・学習コーナー」を設けています。休憩や待ち合わせなど、どなたでもご利用いただけますので、お気軽にお立ち寄りください。

ご利用時間：午前8時30分～午後7時00分
休日（土・日・祝日）の利用も可能です。

なお、「図書・学習コーナー」は、災害時には、一時避難所として使用します。

J A えひめ南松野支所の移転（入居）

J A 松野支所が新庁舎に移転（入居）します。

営業開始日時：令和4年2月14日（月）
午前8時30分～

※旧支所での営業は、令和4年2月10日（木）をもって終了します。



1階待合ロビー・執務室



交流スペース

ATMがご利用になれます

庁舎内に、「J A」と「伊予銀行」のATMが設置されますので、ご利用ください。
令和4年2月14日（月）から利用できます。

- ・J A「ATM」 → J A松野支所窓口付近
- ・伊予銀行ATM → 1階エレベーター付近

2階フロア案内

2階に配置する窓口（課）

- ①総務課・選挙管理委員会、②教育委員会、③議会事務局、④防災安全課（災害対策本部）【町長室・副町長室・教育長室】

議場兼大会議室（議場の多目的利用）

議場は、移動型の家具を採用することで、大会議室やイベント会場としての使用など、多目的利用を可能としています。

令和2年度に解体した山村開発町民センターの2階大会議室で開催していた成人式などの式典や講演会、各種イベント会場として利用できます。



2階議場兼大会議室



新庁舎完成見学会・旧庁舎お別れ見学会

「新庁舎完成見学会」と「旧庁舎お別れ見学会」を令和4年2月に開催する計画としておりましたが、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」のため、現在、開催を見合わせております。

開催する場合は、回覧等でお知らせいたします。

令和3年第4回松野町議会定例会が、12月16日に開催され、提出議案などが審議されました。主な内容は、次のとおりです。

議案

- 松野町防災拠点施設設置条例の制定について
 - 松野町行政財産の目的外使用に係る使用料条例の制定について
 - 松野町国民健康保険税条例の一部改正について
 - 松野町国民健康保険条例の一部改正について
 - 松野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 令和3年度松野町一般会計補正予算(第6号)
 - 令和3年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 - 令和3年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第2号)
- ▼いずれも原案のとおり可決されました。

その他

- 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- ▼原案のとおり可決されました。

主な補正予算

令和3年度一般会計補正予算(第6号)

補正額4千748万3千円(補正後の予算総額51億8千137万1千円)

- ・コミュニティセンター空調改修事業費4,813千円
- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業費(3回目のワクチン接種関係)9,038千円
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休業等の影響を受けた観光施設指定管理者に対する河川公園施設指定管理料14,000千円、ふれあい交流館温浴部門指定管理料10,000千円
- ・町道天ヶ滝線災害復旧事業費5,186千円

令和3年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

補正額1千774万8千円(補正後の予算総額6億3千74万8千円)

- ・令和2年度決算の確定に伴う財政調整基金積立金16,329千円
- ・令和2年度県支出金精算額の確定に伴う保険給付費等交付金返還金1,011千円

令和3年度国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第2号)

補正額375万円の減額(補正後の予算総額3億1千887万9千円)

- ・後期高齢者診療報酬入院収入18,600千円の減額、同外来収入11,748千円の減額
- ・新型コロナウイルスワクチン接種業務委託金5,858千円
- ・新型コロナウイルスワクチン個別接種促進報奨金16,821千円

保育園 コーナー



12月23日(木)虹の森まつの保育園で、年末恒例のお餅つきが行われました。園長先生のお手本の後、年長、年中組の子どもたちが1人ずつ杵を持ち、「ヨイショ!」のかけ声に合わせて餅をつきました。子どもたちは、自分のついた餅を「つきたてやけん美味しいね!」と口いっぱい頬張っていました。



一般質問

森岡 健治 議員

○ 松野町の交通対策について

町長答弁

全国では高齢者の交通事故が多数発生し、被害者はもとより加害者もつらい思いをするケースが後を絶ちません。このような中、松野町においては、鬼北交通安全協会各支部や交通安全指導員、スクーリングリーダーをはじめ多くの皆さまの日々のご尽力により、交通死亡事故ゼロ2,000日を本年2月に達成することができ、さらに先日は、本町の子どもたちのあいさつや思いやりが、交通マナーの向上や交通事故の防止に大きく寄与しているとテレビ報道で紹介されるなど、町民あげての交通安全の取り組みが、大きな成果を上げているところではあります。

ご承知のとおり本町では、高齢化が進む中で、交通事故の未然防止対策として、運転免許証の自主返納を推進しており、平成28年度から令和3年11月末現在までに、71人の方が自主返納をしております。しかし本町では、移動手段の多くを自家用車に頼っており、自動車運転免許証返納により、

買い物や通院など、日常生活自体に大きな支障が生じる懸念もあることから、地域公共交通網をどのような形で確保、充実させていくか、非常に重要な課題となっております。このため、課題解決の手段のひとつとして、平成16年より町営のコミュニティバスを導入し、目黒循環線と藤奥循環線の2路線をそれぞれ1日5便、上家地線を1日3便、葛川線を1日2便、日曜日と祝祭日を除き運行しており、平成28年度から令和2年度の5か年平均で、年間11,600人余りの方が利用をされております。また、自動車運転免許を自主返納された高齢者、自動車運転免許の交付を受けていない高齢者、自動車を保有していない高齢者に対しては、令和2年度より町内移動の公共交通対策の新たな施策として、タクシー利用時の料金の半額を助成する高齢者外出支援事業を実施しており、令和2年度には106人の方が利用申請をし、1枚100円のタクシーチケット5,219枚が使用されています。

しかしながら、本町では今後も高齢化が進行することが予想され、それに伴い移動手段としての地域公共交通網の需要がますます高くなることが予想されます。同時に、生活の多様化や地域の情勢の変化により、住民の皆さんの移動手段のニーズも多様化してくると考えられることから、現在運行しているコミュニティバスの運行ルートや時

刻表の見直しに加え、コミュニティバスの通常運行以外の移動手段の検討も、必要となってくると考えられます。

このような状況を鑑み、本町における多様な移動手段の需要に応え、住民の利便性を確保し、本町の実情に即した地域公共交通網の構築を図るため、松野町地域公共交通会議を、先日12月2日に開催したところです。

今回開催した協議会においては、コミュニティバスの運行状況、令和元年度に実施した貨客混載調査の結果、高齢者外出支援事業の実施状況などの報告を受けたのちに、新たに取組む松野町地域公共交通計画の作成についての審議を行ったところであります。

この、松野町地域公共交通計画とは、多様化するニーズに応じた移動手段をどのように確保するかをはじめ、今後想定される超高齢化社会に即した地域公共交通網のあり方や、日常生活圏域におけるアクセス維持や確保について、地域住民や運行事業者、行政が一体となって協議するもので、現況の交通体系の課題を分析しながら、将来にわたって持続可能な地域公共交通網を構築し、住みよいまちづくりにつなげることを目的としています。

計画策定にあたっては、現行のコミュニティバスの路線やダイヤについての協議に加え、デマン

ドバス運行や自動車運転免許返納者への助成、さらには乗り合いタクシーの可能性、既存のバス事業者の路線やJR予土線の存続と利用促進など、多くの運行システム、交通インフラがあるなかで、そのベストな組み合わせを探しながら、効率性と利便性のバランス等を考慮し、本町の実情に合わせた効果的な地域公共交通網の構築に向けて、調査、研究を重ねて取り組んで参りたいと考えております。

私も、住民の皆さまとお話しをする際に、この移動手段の確保について大きな関心を持たれていることを感じています。住民の皆さまから寄せられるご要望やご意見をしっかりと反映させながら、松野町地域公共交通計画を練り上げ、本町の地域交通網の課題解決に向けた取り組みを進めて参りたいと考えています。

○携帯電話不感地帯対策について

町長答弁

携帯電話は、今や住民の生活に必要不可欠なサービスとなっており、本町においても、携帯電話サービス事業者が携帯電話基地局の整備を進め、ほとんどの地域が通話可能なエリアとなりました。加えて、山間部など地理的な条件の悪い地

域においては、国の携帯電話等エリア整備事業を活用し、平成23年度から平成27年度にかけて、町が事業主体となり、携帯電話サービス事業者の参画を得ながら、携帯電話基地局を整備し、町内8箇所計100世帯226人の不感地域の解消に取り組んで参りました。

しかしながら、森岡議員のご指摘にもありますように、本町では4地域8世帯で携帯電話が不通、2地域6世帯で携帯電波が非常に不安定であると把握しており、また居住地以外でも、国道や県道、町道沿線において、不感地帯が多数あることを確認しています。

携帯電話は、今や固定電話と同様に日常生活に欠かせないものとなっているほか、災害時や緊急時の通信手段としても重要な役割を担っており、移住定住や観光交流の促進という観点からも、携帯電話サービスの不通地域の解消は、大きな課題であると捉えています。

先ほど申し上げたとおり、携帯電話のサービスエリアは、携帯電話事業者によって年々拡大されたほか、本町が実施した携帯電話等エリア整備事業により大きくカバーされましたが、それでもなお山間部の戸数が少ない集落などでは、採算性の面から整備が進みにくいという現実がございます。このため、総務省など関係機関のエリア拡大に向けた整備方針や、携帯電話基地局などの施設

整備に関する補助制度の情報収集に努め、同時に、携帯電話事業者に対しましても、町内に張り巡らせている光ファイバー網を活用した自宅内携帯電話エリアの構築や、屋外用WiFi機器の設置による通信環境の確保といった新技術の導入など、町内全地域の携帯電話サービスエリア化実現への働きかけを行いたいと考えております。

また、居住地以外のエリアに関しても、国道や県道、町道沿いはもとより、農林業従事者の作業場所や緊急輸送道路、観光スポット等の安心安全の確保が必要なエリアから優先して整備が進むよう、関係機関団体や携帯電話事業者に働きかけを行なって参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、情報通信をはじめとする新しい技術は、日々めまぐるしいスピードで進化しており、私たちの日常生活も、その技術の成果の上に成り立っています。その中で、携帯電話不通地域の解消は、住民の皆さまに快適で便利な生活様式を提供するための、大きな行政課題のひとつとして認識しております。

今後も、携帯電話サービス事業者、国、県をはじめとする関係機関、団体などからの協力をいただきながら、可能な限り携帯電話不感地帯という課題解決に取り組んで参ります。

梅ジャム完成披露会



令和3年12月17日(金)、コミュニティセンターにおいて、北宇和高校の生徒による梅ジャムの発表会が開かれました。

これは愛媛県南予地方局が松野の梅産地を再興しようとする「うめの里再興事業」の一環で実施されたものです。事業は令和元年から実施されており、地方局や町、町梅振興会や農林公社などが連携して取り組んでいます。

これまで、北宇和高校生は町内の梅園地を訪問し、農林公社職員から収穫や剪定方法を学んだり、加工施設での選果作業の見学など、松野の梅について理解を深めてきました。ジャム開発にあたっては、町内の料理愛好家

三好まり子さんの指導も受け、商品化に向け取り組んで来たところです。原材料には格別の松野産梅を使い、糖度や煮詰める時間を変えることでできあがりの色合いや固さが変わることなどを研究し、試行錯誤しながら完成させました。

会場には、坂本町長や県関係者、三好さん、農林公社職員も出席し、生徒らが研究の成果を発表しました。出席者からは「ほどよい酸味で美味しい」「色がとても綺麗」などの声が聞かれました。

でき上がった梅ジャムは、今後校内のイベント等で販売される予定です。パンやヨーグルトに相性抜群です。みなさん是非手にとって味わってみてください。



モグライダー 芝大輔さん(目黒出身)がM-1グランプリ決勝へ出場

年末に恒例となっているお笑い日本一を決めるM-1グランプリ(漫才日本一決定戦)へ、芝大輔さん(松野町目黒出身)、ともしげさん(埼玉県出身)のお笑いコンビ「モグライダー」が出場しました。

M-1グランプリの決勝は、今回6017組の出場者から勝ち残った10組だけが出場できる夢の舞台上、その快挙をなすとげたモグライダーに各方面から大きな声援が寄せられました。

芝さんは松野南小学校の卒業生で、平成30年3月に行われた松野南小学校閉校式の里帰り公演(左下写真)が記憶に新しいところです。

決勝は12月19日の夜に行われ、地元の日黒基幹集落センターでは、地域有志によるパブリックビューイングが設置され、大画面を前に約30人が旗を振って応援しました。

今回、残念ながら優勝は逃しましたが、会場では夢と笑いを届けてくれたモグライダーに惜しみない拍手が送られていました。

今後の活躍が楽しみです。



目黒パブリックビューイングの様子

【メッセージ】



モグライダー芝さん(左)

松野の皆さまご無沙汰しております。目黒の芝です。

この度、私がやっている漫才コンビ(モグライダー)がM-1グランプリの決勝に出場するという事で、たくさんの激励や応援メッセージを賜りました。本当にありがとうございました。優勝は逃しましたが、皆さまからの温かい御言葉や応援に励まされて悔いなくやりきる事ができました。

18歳で東京に出て20年間、地元は何の恩返しも出来ないままアルバイトをして細々と芸人活動をしてきましたが、少しは松野町をPRする事に繋がれたかなと思います。既に38歳になり同級生たちはみんな立派に仕事をして家庭を築いて社会貢献しているはずなのに自分は…と何処か申し訳ない気持ちもありましたが、こんな私を本当に温かく応援していただいて改めて故郷のありがたみを感じる事ができました。

迷惑、心配をかけ続けた家族にも本当に感謝しています。

これからどんどん活躍して、大好きな故郷松野の魅力为全国に発信できるよう頑張りますので応援していただければ幸いです。

松野に帰ってきた際はどうぞ気軽にこき使ってください(笑)

松野町目黒出身 芝 大輔



令和3年成人式



新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、延期になっていた令和3年成人式が令和3年12月31日(金)、松野中学校体育館で行われました。

昨年の新成人(平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれ)は、40名が対象となり、そのうち32名が出席して成人式が挙行されました。成人の皆さんは、スーツや艶やかな振袖に身を包み、会場を華やかに彩っていました。

式典では、坂本町長が「まだまだ人生の航海は始まったばかり。自分の可能性を信じ、成人として社会で活躍してほしい。」とエールを送りました。このほかにも、記念品や県知事から激励とお祝いの言葉が送られました。

また、成人者を代表し井上晋之介さんが「これから研究を重ね、経験を積み、ビッグな男になり、ふるさと松野町へ貢献していきたい。」と誓いの言葉を述べました。



令和3年・4年の成人式は、成人式実行委員会のアイデアあふれる成人式となりました。

令和3年成人式では、実行委員7名が鬼城太鼓の演奏によるオープニングを企画し、アンケートをとり、成人式の資料を作成しました。また、成人式の対象者全員に声をかけ、一本の動画を作成しました。

令和4年成人式では、実行委員2名が自己紹介を企画し、新成人一人ひとりが近況や抱負を発表しました。



令和4年成人式



令和4年成人式が令和4年1月3日(月)、松野中学校体育館で行われました。

今年の新成人(平成13年4月2日から平成14年4月1日生まれ)は、37名が対象となり、そのうち34名が出席して成人式が挙行されました。新成人の皆さんは、初々しいスーツや、艶やかな振袖に身を包み、会場を華やかに彩っていました。

式典では、坂本町長が「失敗を恐れず、やりたいことを追求して挑戦してほしい。様々な人の意見を受け止め、自分の個性を磨いてほしい」とエールを送りました。このほかにも、記念品や県知事から激励とお祝いの言葉が送られました。

また、成人者を代表し犬飼光輝さんが「失敗を恐れず立ち向かっていく勇氣、そして、人心緑化の精神を忘れず、郷土の未来を築く担い手として期待と信頼が得られるよう努力したい」と誓いの言葉を述べました。



令和4年の新成人は、お世話になった先生方からのメッセージをもらい、幼い頃の思い出に浸りました。

式典終了後は例年、懇親会を行い交流を深めていきましたが、今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止といたしました。懇親会の代わりに中学校校舎内見学が行われ、参加した皆さんは、久しぶりに会う級友や恩師との会話も弾み、ふるさとでの楽しいひとときを過ごしていました。成人の皆さん、大人の自覚と責任を持って大いに飛躍してください。



稲田溜さんが瑞宝双光章を受章

本町の稲田溜さん(目黒)が、瑞宝双光章を受章されました。

稲田さんは、旧松野南中学校や統合時の松野中学校をはじめ、町内及び宇和島管内における小中学校で教育職を通して豊かな経験と知識を生かして地域に根ざした教育を実践し、教育環境の整備や児童の健全育成など、各地の教育推進などに成果をあげられました。

また、退職後も目黒地区公民館長や目黒区長、教育委員、民生委員などを歴任され、平成16年からは町議会議員を3期10年務め、地方行政の分野においても本町の発展・振興に大きく貢献されています。

以上のような永年の功績が評価されたことにより、このたびの受章となったものです。



松野東小・松野西小 俳句で快挙!!

このたび、松野東小学校が「第32回お〜いお茶新俳句大賞」において、優秀校賞を受賞、松野西小学校が愛媛新聞社の「集まれ俳句キッズ」において、2021年間賞(学校賞)を受賞しました。

子どもたちは日頃から俳句作りに取り組み、季語を覚えて句ができあがる喜びを感じているようです。

子どもたちの作品は校内掲示のほか、各学校ホームページでも紹介をしています。



人権擁護委員の委嘱について

令和4年1月1日付けで、法務大臣から山田寛二さんが人権擁護委員を委嘱されました。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき委嘱された、あなたの街の相談パートナーです。

暮らしの中での悩みや心配ごと、困りごとのある方は、是非、お近くの人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、相談内容の秘密は固く守られます。相談ご希望の方は、お近くの法務局又は町民課へお問い合わせください。



愛媛・大分交流市町村 コラボ企画 豊予交流 ～臼杵市～

愛媛県側9つの自治体と大分県側9つの自治体は、新たな経済圏域の循環などを目的として、コラボ企画「豊予交流」を連載しています。大分県側の自治体の歴史・文化など、魅力満載です。今月は、臼杵市をご紹介します。

臼杵市 ～豊かな自然と歴史に育まれた食文化のまち～

臼杵市は、去る11月8日に「ユネスコ創造都市ネットワーク」の食文化分野への加盟を果たしました。これは、長年培われてきた、発酵・醸造文化や有機農業の推進などの取組が世界的にも評価されたものと考えています。
また、「田舎暮らしの本」2022年2月号（宝島社）にて掲載された、『2022年版 住みたい田舎ベストランキング』では、シニア部門第1位（人口3万から5万人のまち）を獲得しました。今回は、高く評価されている臼杵市の食文化や居住環境について紹介していきます。

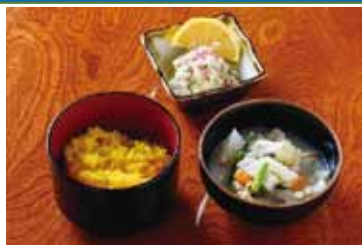
発酵・醸造と質素儉約、循環型の食文化

臼杵市は、地質と地形に恵まれ、きめ細やかで、まろやかな柔らかい水に恵まれています。

この水が重要となる醸造業が1600年頃から始まり、人々が伝統を守りつつ、改良を加えてきた味噌・醤油・酒造りや、質素儉約の中で知恵を絞って生まれた郷土料理など、多様な食文化が発展してきました。

近年では、こうした市民が大切に培ってきた食文化に加え、有機農業や地産地消も推進しています。例えば、日本で唯一、市が草木などを主原料とした完熟堆肥を生産し、それを畑で使って育てられた「ほんまもん農産物」は市内外でもたいへん人気のブランド商品です。

臼杵市の歴史文化薫る食を、ぜひご賞味ください。



質素儉約の中で生まれた郷土料理



農産物 ほんまもん

住み心地一番のまち臼杵

臼杵市は海、山、川など豊かな自然に囲まれたまちでありながら、生活に必要な場所がコンパクトにまとまっているほか、近隣へのアクセスも良く、市外への通勤もしやすい“ほどよさ”が人気です。

臼杵市への移住は、若年・子育て世代はもちろんシニア世代からの人気も高く、空き家バンクを活用して住宅を購入し、家庭菜園をしながら悠々自適な暮らしがしたいという要望をいただくことがあります。空き家バンクの物件を畑とセットで購入し、移住後に有機農業を始めたシニア世代もいます。

また、医療や介護も充実しており、行政と医師会が連携した「うすき石仏ネット」という医療・介護施設・消防署を結び情報ネットワークがあります。これまでの病気や薬の内容、検査結果などを記録して、参加機関の間で共有し、無駄のない質の高い医療・介護サービスを提供しています。救急車を利用する際、消防職員が病気の状態を素早く把握することができ、適切な医療を施すことで、一命をとりとめる例も出てきています。



臼杵市の風景



臼杵石仏ネットのイメージ

問合せ
臼杵市役所 秘書・総合政策課 ☎0972-63-1111

まちかどスクープ

はまだしょうじ
濱田章二さん（上家地在住）

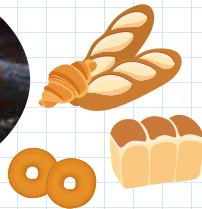
今回は、上家地区でパン屋さんをしている濱田さんを紹介します。



子どもの頃からパンが好きだった濱田さん。奥さんがパン作りを習っていたこともあり、平成7年に松野町へ移住して約1年で、納屋を改装してパン工房「木もれび庵」を作りました。濱田さんは、「できないことはない！」が口癖で、何にでも挑戦し続けています。そんな濱田さんの作るパンは、天然

酵母を使ったしつかりしたパンで、トッピング

グも有機栽培の果物等を使っています。「身近で安心安全、食べてハッピーになれるものを提供すること」が濱田さんのパンへのこだわりです。



いいね!



No. 11

令和4年の区長さんが決まりました

※敬称略、順不同

部落名	氏名	部落名	氏名
松丸	井上六廣	上家地	濱田章二
延野々	岡村勝	目黒	竹内義富
豊岡後	中脇優	吉野	小西敏文
豊岡前	毛利達晴	蕨生	岡本仁志
富岡	須田正文	奥野川	西村正人

よろしくをお願いします。

まちの投句箱

葛句会 12月例会句会 於 虹の森公園

老人荘窓の干し柿飴色に 赤松 午子

大屋根の冬日は山に移りけり 伊井はじめ

書道展墨の香れる暮秋かな 伊藤 富子

年の瀬のシャッター下す老舗かな 稲谷キミコ

山茶花や佳句を遺して逝かれけり 岩崎 淳美

うたた寝の畳に映る吊し柿 上田美智子

卒寿尚三年日記買ひにけり 金谷 重子

讃岐鯉鮎啜るマフラー巻きながら 川嶋ばんだ

漱石忌二匹の猫の迷ひ込む 谷 きよし

古城から見下ろす盆地枯野なる ひのたいら

休園の水辺に家鴨冬ざるる 三好カンナ

俳句ポスト投句作品優秀句 12月投句分

今月の俳句ポスト入選該句はありませんでした。

選者 葛句会会長 谷きよし



人権の広場

差別をなくすために

中学一年

私は「あおぞら子ども会」に入って学習している。そこでは「人権とは何か」「いじめや差別はどうすればなくなるのか」を小学生、中学生、高校生や大人と共に考えている。

昨年、いじめについて考えた。すると、多くの中高生がいじめを受けて自殺をしているという事実を知った。もし、自分がそうならどうだろうか。とても辛いと思う。また、自分以外の人がいじめられていたら、私はどうするだろうか。いじめに巻き込まれることが怖くて、すぐに動けないかもしれない。しかし、そんな時に勇気を出して立ち上がらなければ何も変わらない気がする。

そして、今年、問題になっているのは、「新型コロナウイルス感染症拡大による差別」である。このことは、私たちが学んできているハンセン病問題と、とても似ている。どちらも治すことができるが、かかったらどうなるかと人々が不安になって、この問題が起きている。

ある年の「森の国権のつどい」の発表で、こんな言葉があった。「差別されてかわいそう、ではない。差別は他人ごとではない」と。これは、ハンセン病問題について発表したときに言った言葉だ。私は「かわいそう」という、この言葉が嫌いだ。「自分には関係ない」、そう訴えているみたいで、その響きには「無関心」が重なる。だから、私はこの言葉が嫌なんだと思う。

差別は、人権に対して無関心な人や自分は差別をしていないと思っている人がしているのだと思う。差別されている人に問題はない。差別やいじ

めにあう人をなくすためには、「かわいそう」ではなく「差別をなくすためにどうすればよいのか」「その人はどうしたら立ち上がるができるのか」のように、人権に関心を持ち、問題について考え、実行することが大切だと思う。このことは、「あおぞら子ども会」で学んできた。

そして、「差別をしない、させない、許さない」の言葉をよく口にしてきた。けれど、私は簡単に口にしてきたのかもしれない。今の私を見つめてみると、いつも真剣な態度に見える私ではないかもしれない。でも、しっかりと自分の考えは持っている。そして、自分に足りないことは、発言すること、行動すること。自分でも分かっている。心を開いていない人と話をする場面になると逃げようとしてしまう。だから、子ども会でも、学級でも自分の意見をはっきり言えないことがある。

この世界にいる全ての人が人権に関心を持てば、差別はなくなるだろうか。それはそんなに簡単にできることではない。差別をなくすために、私は行動する。発言する。差別をなくすことは、多くの人が多くの人に伝えて、その輪を広げていく。その繰り返しで差別をなくす一番の近道だと思うから…。



写真は本文と関係ありません

町の人口

令和3年12月31日現在
※外国人を含みます

世帯数 1,979世帯(-1世帯)

総人口 3,747人(+3人)

男1,767人 女1,980人
(12月中の異動)

○出生 1人 ○死亡 7人
○転入 12人 ○転出 2人

農業委員会だより (2月号)

農地を相続した際は、農業委員会へ届出をしましょう

相続等により農地の権利を取得した場合には、権利を取得した農地を管轄する農業委員会へ届け出る必要があります。

相続は「所有権を新規に取得する」という扱いではなく、「被相続人の死亡により相続人がその権利義務を承継する」というものであり、一般の売買、賃借等のように権利の移転や設定のための法律行為がありません。そのため、農地についても農地法上の制限を受けることなく権利を取得する事になります。しかしながら、そのために農業委員会は相続人等を把握することができません。持ち主が誰か分からない事による農地の荒廃を防ぐために、農地を相続した方には農業委員会への届出が義務付けられています。また、相続により権利を取得した時から、おおむね10カ月以内に届出をすることとされています。

農地の相続等の届出について不明な点がございましたら、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】
農業委員会事務局 ☎42・1114

各種無料相談所の開設について

1 行政相談

- 【日時】 2月10日(木)10時～12時
- 【場所】 社会福祉協議会 (JR松丸駅横)
- 【内容】 行政に関する苦情や要望
- 【相談員】 山崎 ルリ子 (行政相談委員)

2 人権相談

- 【日時】 2月10日(木)10時～12時
- 【場所】 社会福祉協議会 (JR松丸駅横)
- 【内容】 人権相談
- 【相談員】 人権擁護委員

3 心配ごと法律相談 (弁護士相談)

- 【日時】 2月10日(木)10時～12時
- 【場所】 社会福祉協議会 (JR松丸駅横)
- 【内容】 心配ごと法律相談
- 【相談員】 弁護士

※前日までに社会福祉協議会へ予約が必要です。

2月28日が納期限の税目等

固定資産税	第4期
国民健康保険税	第8期
介護保険料	第8期
後期高齢者医療保険料	第8期

納付書により現金で納付をしていただく方には、2月中旬に納付書を送付します。

紛失された場合等は、役場町民課賦課徴収係へお問い合わせください。※固定資産税については4月の当初通知時に送付済です。

【問い合わせ先】
町民課 賦課徴収係 ☎42・1112

えひめ南予きずな博公式SNS キャンペーン実施中!!

南予地域で令和4年4月24日(日)から開催する、えひめ南予きずな博。公式 Twitter のフォロー＆リツイートまたは公式 Instagram をフォローすると、南予の特産品が当たるSNSキャンペーンを実施しています。毎月それぞれ5名に、3千円相当の特産品をプレゼント。詳しくはHPで。

【応募期間】 令和4年7月まで
【HP】 <https://kizunahaku.com/event/2021/11/406/>

【問い合わせ先】 えひめ南予きずな博実行委員会 (愛媛県南予地方局商工観光課)
☎0895・28・6146

LGBT相談受付中 (電話相談、面接相談)

愛媛県では、LGBTをはじめとする性的マイノリティの方や、周囲の方が相談できる電話相談窓口(070・4286・0409)を開設。そのほか、面接による相談も実施。詳細はHPで。

【電話相談】

毎月第2月曜、第4日曜18時～21時30分

【面接による相談】 2月8日(火)

【料金】 相談無料 (通話料は有料)

【問い合わせ先】

愛媛県 人権対策課

☎089・912・2455



『河川 (河川区域内) において、次の行為はやめましょう!』

河川区域内の土地において、工作物を新築・改築・除去しようとする者は、河川法 (第24条及び第26条第1項) に基づき、河川管理者 (県管理河川の場合は県 (南予地方局) の許可が必要となっており、不法に占用していると認められる場合は、同法75条第1項の規定により、河川管理者による監督処分を行い、原状回復を命じる等の措置を行うこととなっております。また、河川区域内に畑や花壇等を設置及び植栽等を行うのも違法行為となります。

なお、河川へのゴミ等の不法投棄についても、当然ながら法律 (河川法施行令第16条の4) で禁止されています。

※河川は公共用物ですので、良好な環境の保全と適正な利用が図られるようご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

南予地方局建設部管理課管理係

代表: 0895・22・5211 (内線406)

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しについて

後期高齢の医療費窓口負担の見直しにより、令和4年10月1日から一定以上の所得がある人(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担が「2割」になります。

2割の対象となる人は、以下のとおりです。

課税所得が28万円以上で、

- ・単身世帯の場合、「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上
- ・2人以上の世帯の場合、「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円以上

このことについては、国が制度改正の趣旨などのご質問を受け付けるコールセンターを開設していますので、ご利用ください。

○後期高齢者窓口負担割合コールセンター

電話番号 0120-002-719

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(日曜・祝日は休業)

2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に!!

2022(令和4)年4月1日から民法改正により、成年年齢が引き下げられます。

成年になると、自分の意思で様々な契約をすることができるようになりますが、その責任も自分自身が負うこととなります。

そこで、消費者トラブルに巻き込まれないように、契約とは何か、契約に関して成年と未成年でどう変わるのかなどについて理解し、行動することが必要になります。

●契約って何?

○契約は、消費者が商品の購入やサービスの利用を申し込み、お店や事業者が申し込みを承諾(合意)することで成立します。私たちは日常生活の中で特に意識をせず様々な契約をしています。

例)・パン屋に行き「食パン1斤ください」と申し込みをし、店員が「はい、ありがとうございます」と承諾すれば契約が成立します。

・電車やバスに乗る、音楽配信サービスを利用する、これもすべて契約です。

○契約は口約束でも成立し、原則として一度契約すると一方の都合だけでは契約をやめることはできません。

●成年と未成年の違いは?

○未成年者が契約をする時は、原則として法定代理人(親権者や未成年後見人)の同意が必要です。これは、契約の知識や社会経験が不足し、判断力も未熟な未成年者を法律で保護するためで、未成年者がこの同意を得ずに契約した場合は、契約を取り消すことができます。(未成年者取消権)

○成年になると自分の意思で、携帯電話や賃貸アパートの契約をしたり、クレジットカードの作成やローンを組んだりできますが、未成年者取消はできなくなります。契約の内容やリスク、無理なく支払いができるかなどについてよく考えてから契約しましょう。

○悪質業者は、成年になったばかりの若者を狙っています。

●トラブルに巻き込まれないためのポイント

○軽い気持ちで契約しない

○うまい話に飛びつかない

○ネットの情報に流されない

○契約をせかされてもその場で判断しない

○借金してまで契約しない

○消費者の味方になる知識を身につける。

○困ったことやトラブルが生じた場合は、一人で悩まず下記の相談窓口までご相談ください。



困ったときは、ピピッと相談!

【消費生活に関する相談窓口】

ふるさと創生課

☎42-1116

消費者ホットライン

☎188(いやや!)

愛媛県消費生活センター

☎089-925-3700

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ



住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

松野町が確認書（または申請書）を受理した日の翌月15日頃が目安となります。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯（家計急変世帯）

お住まいの市区町村から
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年1月21日（金）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】松野町役場 町民課 総務福祉係

詳しくは「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は17ページをご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

- 中身を確認して、市区町村に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）
（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東京都区部の場合）単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く)

松野町コールセンター

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

0895-42-1111 (松野町役場：代表)

0895-42-1113 (直通：総務福祉係)

受付時間 平日8:30~17:15 (土・日曜日・祝日は除く)

暮らしに役立つ

医療・保健福祉情報コーナー

○血圧について考える パート3 (全3回シリーズ)

前回は血圧が高くなる事をきっかけに、動脈硬化が進行し、脳・心臓・腎臓の大きな疾病につながっていくことを説明しました。

今回は、高血圧の原因や、血圧を正常に保つためのポイントについて説明します。

高血圧の原因は？

血圧は、塩分の過剰摂取、太りすぎ、喫煙、過度な飲酒、ストレス、加齢、睡眠不足等が原因で上昇します。

血圧を正常に保つためのポイント (広報まつの11月号のおさらい)

①塩分の摂りすぎには注意が必要です。

食塩の1日の目安は、男性7.5g、女性6.5g、高血圧の方6gです。

塩分を摂りすぎないためのポイント(例)は・・・

- ・うどん・ラーメンなどの汁は残す。
- ・味付けは、塩こしょうを少なめに、レモンやすだち、ゆず、お酢なども活用する。
- ・完成した料理に塩や醤油を追加することをやめる。

②野菜はたくさん食べましょう。

健康を保つために必要な野菜は1日350g以上といわれています。1食あたり、生野菜なら両手いっぱい、ゆで野菜なら片手いっぱいの量を目安としましょう。(持病のある方は、主治医とも相談しましょう。)

③血圧を管理しましょう。

普段から血圧測定をすることで、血圧の変化に気づくことができます。ご家庭でも可能な限り血圧を測定しましょう。

また、服薬治療中の方は服薬忘れが無いよう、主治医と相談しながら治療を継続しましょう。服薬の自己中断は止めましょう。



以上、3回に渡って高血圧についてお伝えしました。寒い冬場や季節の変わり目は、脳卒中など大きな病気を発症しやすいため、日頃から体調管理に気をつけてお過ごしください。

～血圧に関する相談は、主治医や松野町保健福祉課の保健師にご相談ください～

○新型コロナワクチン(1・2回目分要予約) 12歳以上の未接種の方はご予約ください。

場 所	接 種 日	接 種 時 間
中央診療所	2月4日(金)、9日(水)、25日(金)、28日(月)、3月18日(金)、23日(水)	15:00～16:30

※1・2回目の接種期間は令和4年9月30日まで延期されました。

○インフルエンザ予防接種(要予約)

予約受付方法：中央診療所受付での申込み又は電話申込み ☎0895-42-0707

予約受付時間：平日9:00～16:30 ※前日までにご予約願います。



場 所	中央診療所	接 種 時 間
実施期間	令和4年2月28日(月)まで(土・日・祝日は除く)	15:00～16:30
診察がある場合は、診察時に予約なしで接種できます。※高齢者予防接種は1月末まで延期されました。コロナウイルスワクチン接種等、他の予防接種との接種間隔をご確認の上ご予約願います。		

○特定健診(要予約)

診療所でも実施しておりますのでご利用ください。

○発熱外来診療(要連絡)

発熱等の風邪症状がある場合は、診療時間内にまずは電話等で連絡をお願いします。

～中央診療所の外来診療時間～

受付時間 8:30～11:30 13:30～16:30

診療時間 9:00～12:00 14:00～17:15

○土・日・祝祭日・年末年始は休診です。

(開業医、休日当番医をご確認ください)



～出張診療所の外来診療日・時間～

目黒診療所 2月3日(木)・吉野診療所 2月10日(木)・谷口診療所 2月17日(木)

受付時間 13:00～16:00 診療時間 13:30～16:30 ※都合により変更する場合があります。

新型コロナウイルスワクチン接種(3回目接種)について

2回目のワクチン接種を終えられた方(18歳以上)で希望される方を対象に、3回目のワクチン接種を開始します。

対象者へ「接種に関するお知らせ」を順次個別にお送りします。

① 接種の時期について

【65歳以上の方】2回目の接種完了から6か月経過した後

【64歳以下の方】2回目の接種完了から7か月経過した後
(年齢基準日：令和4年3月31日)

※ ワクチンの供給量により、変動する場合があります。

② 接種予約について

(松野町中央診療所で接種する場合)

接種にあたっては、「松野町ワクチン接種管理センター」での電話予約か、WEBでの予約が必要です。

「接種に関するお知らせ」が届いた方から予約ができます。

詳細は、「接種に関するお知らせ」でご確認ください。

※ 住民票のある市町(住所地)でのワクチン接種が原則ですが、町外で接種を希望される方については、接種予定医療機関のある市町へご相談ください。

③ 使用ワクチンについて

使用するワクチンは、「ファイザー社製」「武田/モデルナ社製」の2種類です。



空き家物件を探しています。～空き家所有者の方へ～

居住可能な空き家はありませんか。

空き家に人が住むことで家が長持ちしたり、敷地内の草刈り等手入れがなされます。また、家賃収入も期待されます。

しかし、空き家を放置しておくとなりが損傷し、近隣への影響やさらには解体せざるを得ない状況となり、多額の費用がかかることも予想されます。

そこで松野町では、所有者の方と入居希望者の方をマッチングする「空き家バンク」を運営しています。

今年度、空き家バンクに8件の新規登録と、5件の賃貸又は売買成約がありました。空き家バンクに登録をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 ふるさと創生課 ☎42-1116



防災安全コーナー

消防団年末特別警戒

12月27日から30日までの4日間、年末特別警戒が実施され、各部の団員が交代でそれぞれの地域の警戒・巡回を行いました。

期間中の29日には町長、町議会議員、鬼北交番所長、鬼北消防署長、消防委員が各部の巡視及び激励を行いました。

コロナ禍のため詰所等での感染予防を行いながらの実施となりましたが、無事に新年を迎えることができました。

これからも乾燥した日が続きますので、火の取扱いには十分に注意してください。



令和4年2月から各種料金の口座振替日が変更となります

町では、業務の効率化等の観点から、水道使用料以外の各種料金等の口座振替日を下記のとおり統一することといたしました。

口座振替をご利用いただいております皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

変更の時期：令和4年2月から 【変更後の初回振替日：令和4年2月25日】

口座振替科目	現行振替日	変更後の振替日	
町県民税	25日 ※変更なし	25日 ※土、日、祝日の場合は、 翌営業日	
固定資産税			
国民健康保険税			
軽自動車税			
後期高齢者医療保険料			
介護保険料			
放課後児童クラブ	22日		
保育料			
住宅使用料			末日
住宅使用料(小集落改良)			27日
高齢者共同住宅使用料			末日
住宅新築資金等貸付金	末日		

令和4年度交通災害共済の加入を受け付けています!

この交通災害共済は、万が一交通事故により死亡又はケガをされた場合に、見舞金を支給する公的共済制度であり、松野町においては、令和3年度は約800名の方に加入いただいています。

令和2年度分からは、各世帯で直接役場にお申し込みいただいております。保育園児の方も各世帯でご加入いただいております。ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。

- 1 申込方法 広報2月号と合わせてお配りしている申込書にご記入いただき、掛金と合わせてお申し込みください。
(申込書がない場合は、掛金のみお持ちください。)

- 2 申込期限 令和4年3月25日(金)

- 3 申込受付会場

日付	時間	会場
1月25日(火)～3月25日(金)	8:30～17:15(土・日・祝除く)	松野町役場総務課 吉野生支所
3月1日(火)	9:00～15:00	旧松野南小学校
3月2日(水)	9:00～12:00	



ようこそ
町長の部屋へ
～松野の将来を語る～

松野町長 坂本 浩



町公式ホームページ内の「ようこそ町長の部屋へ」では、町長のコラムを毎週更新しています。

ぜひ、ご覧ください。



後期高齢者医療保険制度及び国民健康保険の加入者へ

○「医療費のお知らせ（医療費通知）」が医療費控除申告に使えます。

ご家庭の医療費の状況をお伝えするため、後期高齢者医療保険制度及び国民健康保険にご加入の方には、定期的に「医療費のお知らせ（医療費通知）」をお送りしています。この医療費通知書を添付することで、確定申告（住民税申告）の「医療費控除」を申告する際に必要な「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができます。医療費通知書の取り扱いは制度によって異なりますので、下表をご参考にして下さい。

区分	後期高齢者医療保険		国民健康保険	
	診療月	発送月	診療月	発送月
通知書 発送の 時期	令和2年11月～ 令和3年4月診療分	令和3年9月	令和3年1月～2月診療分	令和3年4月
			令和3年3月～4月診療分	令和3年6月
	令和3年5月～ 10月診療分	令和4年2月上旬予定	令和3年5月～6月診療分	令和3年8月
			令和3年7月～8月診療分	令和3年10月
令和3年11月・12月の診療分については、医療 機関が発行する領収書をご使用下さい。		令和3年9月～10月診療分	令和3年12月	
		令和3年11月～12月診療分	令和4年2月下旬予定	

（注意事項）

- 11・12月診療分の医療費通知書の到着前に確定申告を行う場合、11・12月診療分については医療機関等が発行した領収書に基づき申告して下さい。また、医療費通知書に記載されていない医療費や、保険外負担された医療費がある場合も同様となります。
 - 医療費通知の額と領収書の額が異なる場合があります。これは、審査の結果や端数処理によるものです。
 - 高額療養費などで補てんされる金額（高額療養費、子ども医療費、福祉医療費、生命保険等）は対象となりません。実際にお支払いになった金額に訂正して申告して下さい。
- ※確定申告に関することは、国税庁のホームページでご確認いただくか、税務署にお問い合わせください

【問い合わせ先】

- 後期高齢者医療制度の方 町民課 ☎42-1113
または、県後期高齢者医療広域連合 ☎089-911-7733
- 国民健康保険にご加入の方 町民課 ☎42-1113



付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることとなります。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

平成31年4月から産前産後期間の保険料免除制度が始まりました。

この制度は、国民年金保険料を月額100円引き上げることにより、国民年金の被保険者全体によって支えられています。

出産予定日または出産日が属する月の前日から4か月間の国民年金保険料が免除になります。

届出は、出産予定日の6か月前からできますので、お早めの届出をお願いします。届出の用紙は、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) から印刷をするか、お住まいの市区町村の国民年金窓口またはお近くの年金事務所に備え付けてあります。



詳しくは、日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>
 宇和島年金事務所 ☎22-5569（予約相談を受け付けています。）
 松野町町民課 ☎42-1113

令和3年分 町県民税の所得申告の受付と相談について

所得申告の時期となりました。それぞれ地区ごとに申告の受付と相談を行いますので、日程表を御確認の上お越しください。なお、それぞれの地区で申告できない人は、新庁舎等で申告受付を行いますので、3月15日(火)までに申告をしてください。

申告の対象は、令和4年1月1日現在、松野町に住所を有する人で、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの所得です。

前年中に無収入の人でも申告していない場合は、国民健康保険税等の軽減が受けられないほか、所得・課税(非課税)証明書等の発行や、児童手当の受給資格認定のための判定ができなくなります。

※ 税務署で所得税の確定申告をされる人は、この町県民税の申告は必要ありません。

1 申告に必要なもの

- (1) 事業(農業・営業・その他)の収入支出のわかる帳簿・書類(収入内訳書・通帳・領収書など)
- (2) 給与、公的年金のある人は、それぞれの源泉徴収票
- (3) 一時所得(個人年金や生命保険満期の受け取り等)のわかる書類
- (4) 社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書、生命保険料・地震(旧長期損害)保険料の支払証明書
- (5) 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書や保険等で補てんされた金額がわかる書類、通帳など
- (6) 住宅借入金(取得)等、特別控除を受ける人は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など
- (7) 障害者控除(扶養控除の障害者も含む)の適用を受ける場合は、身体障害者手帳等
- (8) 印鑑
- (9) 所得税を口座振替で納付される人や還付金の受け取りが見込まれる人は、本人名義の通帳と印鑑
- (10) 申告者本人のマイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証などの本人確認書類

※代理人による申告の場合も同様

2 所得申告の受付・相談の日程

地区名	対象地区	月 日	曜日	時 間	場 所
松 丸	全 域	2月16日	水	9:00～15:00	松野町役場(新庁舎)
延野々	東組 仲組 野尻 住宅組	2月17日	木	9:00～15:00	松野町役場(新庁舎)
	五郎丸 古井谷	2月18日	金	9:00～12:00	
松 丸 延野々 豊岡後	全 域	2月19日	土	9:00～12:00	松野町役場(新庁舎)
豊岡後	全 域	2月21日	月	9:00～15:00	松野町役場(新庁舎)
豊岡前	全 域	2月22日	火	9:00～15:00	松野町役場(新庁舎)
富 岡	全 域	2月24日	木	9:00～15:00	松野町役場(新庁舎)
上家地	全 域	2月25日	金	13:00～15:00	松野町役場(新庁舎)
豊岡前 富 岡 上家地 目 黒	全 域	2月26日	土	9:00～12:00	松野町役場(新庁舎)
目 黒	国木谷 下組 中央1 中央2	3月1日	火	9:00～15:00	旧松野南小学校
	西の川 上目黒	3月2日	水	9:00～12:00	
吉 野	西組 梁瀬 豊盛	3月3日	木	9:00～15:00	吉野生公民館
	町組 上在(葛川)	3月4日	金	9:00～12:00	
吉 野	全 域	3月5日	土	9:00～12:00	吉野生公民館
蕨 生	鳥居 鈴井 真土	3月8日	火	9:00～15:00	吉野生公民館
	谷口 延行(奥内)(葛川)	3月9日	水	9:00～12:00	
奥野川	全 域(奥内)	3月10日	木	9:00～15:00	吉野生公民館
蕨 生 奥野川	全 域	3月12日	土	9:00～12:00	
町 内 全 域		3月13日	日	9:00～15:00	松野町役場(新庁舎)

3 申告についてのお願い

例年、会場は大変混雑します。3密防止及び迅速な申告受付のため、会場での感染対策と次のことについて御協力をお願いします。

(1) 申告会場について

申告会場への入場前には、検温及び手指の消毒、マスクの着用をお願いします。

3密防止の観点より、暖房はしますが、換気等により受付会場は大変寒くなることが予想されます。各自待合の際の防寒対策をお願いします。

新庁舎での受付では、旧庁舎解体等工事に伴い駐車場が制限されております。大変御不便をお掛けしますが、駐車については、コミュニティセンター前の駐車場を御利用ください。

(2) 農業、不動産、営業所得のある方

収入金額や必要経費については、御自身で事前に費目ごとに集計してお越し下さい。

※ 平成26年1月から白色申告の方でも記帳・帳簿等の保存義務があります。

(3) 医療費控除を受ける方

受診者、医療機関ごとに、御自身で医療費を集計、医療費明細を作成しお持ち下さい。

(4) 平日の割り当て日程に都合が合わない方

まず平日の割り当て日程を御確認いただき、都合が合わない場合は、土曜日の割り当て日程の日に御来場をお願いします。できる限り受付対象地域での申告への御協力をお願いします。

4 問い合わせ先

役場町民課 賦課徴収係 ☎42-1112

野焼きに関するお願い

平成13年の廃棄物処理法の改正により、野外で構造基準に適合した焼却施設を使わずに悪臭やダイオキシンなどの有害物質を発生させる「野焼き」が全面禁止となっております。但し、農業者の焼き畑など、やむを得ず行う場合においては、例外的に焼却が認められていますが、近年、宇和島地区管内において、藁焼き、畔焼き、落葉のたき火などが原因で火災が多数発生しております。焼却する際は、必要最小限にとどめ、下記の事項に十分注意してください。

◆例外（どんと焼きなどの地域行事、焼き畑など）で野焼きをする場合の注意事項

- ・焼却することを事前に近隣住民に周知する。
- ・焼却する際は、風向・風速を考慮する。
(乾燥注意報や強風注意報等が発表されている場合は、行うのをやめましょう。)
- ・焼却が終了するまでの間、その場に滞在し管理する。
- ・消火器、水バケツ、スコップなどの消火用具を準備する。
- ・焼却後は、必ず消火していることを確認する。
- ・消火ができない場合は、安全な場所に避難し、速やかに119番通報しましょう。

※ 例外であっても、むやみに焼却して良い訳ではなく、ビニール類、タイヤ、プラスチック類はいかなる場合でも焼却禁止です。



皆さんの声を聞かせてください

町政などに対するご意見・ご要望は、総務課までお寄せください。

【提出・問い合わせ先】

〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343

松野町役場 総務課 ☎0895-42-1111 ✉m-soumu@town.matsuno.ehime.jp

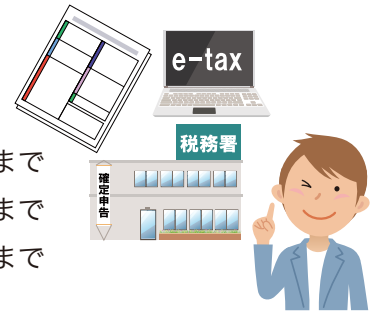
宇和島税務署からのお知らせ

○ お早めに春の確定申告！

今年も確定申告の時期になりました。

確定申告の準備は、もうお済みですか。

申告と納税は	所得税及び復興特別所得税	令和4年3月15日(火)まで
	贈与税	令和4年3月15日(火)まで
	消費税及び地方消費税	令和4年3月31日(木)まで



申告書は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Taxによる送信、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函が便利ですので、ご自身で作成し、できるだけお早めに提出してください。

○ 税務署の確定申告会場は、令和4年2月16日(水)開設！

宇和島税務署の確定申告会場の開設期間は、令和4年2月16日(水)から3月15日(火)まで(土、日曜日を除く。)です。

受付時間は、午前8時30分から午後4時まで(相談開始は午前9時から。)です。

ただし、会場の混雑状況により、午後4時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

○ 感染症対策のお知らせ

会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です(作成済申告書の提出のみであれば不要です。)

入場整理券は各会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。オンライン事前発行の方法は、①LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加、②「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択、③税務署や来場希望日時を選択、④内容を確認して「申込」をタップして完了、入場時に申込完了画面を提示すれば入場できます。

入場整理券の当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。

なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、この機会にe-Taxをご利用ください。

○ はじめよう！スマートフォンで確定申告！

スマートフォンで国税庁ホームページにアクセスすれば、画面の案内に従って入力するだけで申告書が作成できます。

作成した申告書はそのままe-Taxを利用して送信できるほか、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

※1 e-Taxをご利用になる場合は、マイナンバーカードかID・パスワードが必要となります。

※2 マイナンバーカードを使ってe-Taxをする場合は、スマートフォンがマイナンバーカードの読み取りに対応している必要があります。

※3 ID・パスワードは、税務署で即日発行します(申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。)

なお、ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

スマートフォンで申告される場合は、入力しやすい「スマホ専用画面」をご利用いただけます。

令和4年1月から「スマホ専用画面」において、次のことが可能となります。

- ① スマホのカメラ機能を使った源泉徴収票の自動入力が可能となります。
- ② 「スマホ専用画面」の対象範囲が拡大し、これまで可能であった給与所得、雑所得（年金など）及び一時所得（保険金など）の申告に加え特定口座年間取引報告書（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）、上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分）及び外国税額控除の申告が可能となります。

申告できる所得控除についての制限はありませんので、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除も申告できます。



国税庁ホームページは
こちら！



読取対応端末の一覧は
こちら！

○ 振替納税をご利用ください！

振替納税は、所得税及び復興特別所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税の納税にご利用になります。

振替納税をご利用になると、預貯金口座の残高を確認しておくだけで、金融機関又は税務署に向かわなくても自動的に納付ができます。

振替納税のお申込方法は、申告期限までに、e-Taxにより依頼書をオンライン提出していただく方法と、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を書面により税務署又は振替納税をご利用になる金融機関に提出していただく方法があります。

【振替日】

所得税及び復興特別所得税 4月21日(木)

消費税及び地方消費税（個人事業者） 4月26日(火)

(注1) 準確定申告書など、振替納税がご利用できない場合があります。また、期限内に確定申告書の提出がない場合は、ご利用できません。

(注2) 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありません。

○ 電話による申告相談をご利用ください！

【“確定申告”電話相談センター開設期間】

令和4年1月14日(金)から3月15日(火)まで

所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。

なお、土・日・祝日については、2月20日(日)及び2月27日(日)のみ、電話相談を行っております。

【受付時間等】

午前8時30分から午後5時00分まで

【自動音声でご案内します】

税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、『0』を選択してください。

※ 確定申告以外の国税に関する一般的なご相談を希望される方は、自動音声案内に従い、『1』を選択してください。「電話相談センター」へおつなぎします。

ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

宇和島税務署 宇和島市堀端町1番38号

代表電話 ☎(0895)22-4511

(電話をおかけいただくと、自動音声でご案内しますので、案内に従って、ご用件の番号を選択してください。)



2月の森の国行事予定表



発行／松野町役場
編集／総務課

〒798-2092 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343
0895・42・1111

URL: <http://www.town.matsuno.ehime.jp/>
E-mail: m-soumu@town.matsuno.ehime.jp

日	曜日	予定	休日当番医
1	火		
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		鈴木整形外科・外科 ☎52-0104 市立宇和島病院 小児科 ☎25-1111 わたなべハートクリニック ☎25-1717
7	月		
8	火		
9	水		
10	木		
11	金	建国記念の日	溜尾整形外科 ☎52-3133 市立宇和島病院 小児科 ☎25-1111 沖内科クリニック ☎25-3335
12	土		
13	日		口羽外科胃腸科医院 ☎32-5000 市立宇和島病院 小児科 ☎25-1111 町立北宇和病院 ☎45-3400
14	月	新庁舎移転・業務開始	
15	火		
16	水		
17	木		
18	金		
19	土		
20	日		篠原医院 ☎45-3370 上田小児科 ☎25-0100 市立吉田病院 ☎52-0611
21	月		
22	火		
23	水	天皇誕生日	いしむら整形外科 ☎20-6635 こおり小児科 ☎24-5633 旭川荘南愛媛病院 ☎45-1101
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		加藤整形外科 ☎22-7111 市立宇和島病院 小児科 ☎25-1111 市立津島病院 ☎32-2011
28	月		

ごみ収集日程表

可燃物	
月	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
火	松丸・吉野・蕨生・奥野川
水	
木	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
金	松丸・吉野・蕨生・奥野川

※吉野葛川地区…毎週火曜日

不燃物	資源
月	松丸・吉野・蕨生・奥野川
火	
水	
木	
金	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒

※上家地…第1・第3金曜日
※吉野葛川地区…第2・第4月曜日

PETボトル	びん・かん
月	
火	
水	町内全域
木	
金	

※上家地…第2・第4水曜日
※吉野葛川地区…第1・第3水曜日

古紙	
月	
火	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
水	
木	松丸・吉野・蕨生・奥野川
金	

※上家地…第2火曜日
※吉野葛川地区…第1木曜日

混ぜればゴミ！
分ければ資源！
ゴミの減量化に
ご協力ください！

※休日当番医は、変更になることがありますので、新聞や電話等で確認し、事前に症状を説明し受診しましょう。